

470

地震で生じた経済損失を債務免除する融資の開発

| 取組主体【掲載年】 | 法人番号 | 事業者の種類【業種】 | 実施地域 |
|-------------------------|---------------|---------------------|------|
| 株式会社三井住友銀行 【平成 30 年】 | 5010001008813 | その他事業者 【金融業，保険業】 | 東京都 |

- 株式会社三井住友銀行は、平成 29 年 12 月より、地震で生じた被害における経済損失分を免除する法人向けの融資を開始した。
- 大規模な地震による企業への被害を完全に防ぐことは不可能であるが、このリスクに対する対策の社会的ニーズが同行に求められていると考え、本商品を開発した。
- 同社は、顧客企業が本社、支社、仕入先、取引先等が立地している地域を予め定めた上で、それらの地域に一定震度以上の地震が発生した場合に、特別損失相当額の債務免除を行う融資を開発した。同商品では、企業の工場や店舗の移転にかかる費用に加えて、特別損失として計上した操業や営業休止中に生じる損失も、事前に定めた金額を上限に債務免除することとしている。
- 同社は、同商品を通じて、大地震発生による企業の二重債務問題の抑制および資金繰りの安定化させ、事業継続をサポートするものとしている。